

議運提案

飯田市議会予算決算委員会運営要綱の一部を改正する規程の制定について

飯田市議会予算決算委員会運営要綱を改正する規程を下記のとおり定め、令和6年6月21日から適用する。

令和6年6月21日提出

提出者 飯田市議会 予算決算委員会
委員長 竹村 圭史

記

飯田市議会予算決算委員会運営要綱の一部を改正する規程（案）

飯田市議会予算決算委員会運営要綱（令和元年飯田市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「条例第2条第2項第1号から第3号までに規定する常任委員会（以下「所管別常任委員会」という。）の委員長のうちから1人を、それぞれ選任するものとする」を「飯田市議会政策会議（飯田市議会政策会議運営要綱（令和6年飯田市議会規程第 号）第1条に規定するものをいう。）の副委員長をもって充てる」に改める。

第4条中「所管別常任委員会」の次に「（条例第2条第2項第1号から第3号までに規定する常任委員会をいう。以下同じ。）」を加える。

第7条を削る。

第8条第1項を削り、同条第2項中「前項に定める」を「予算及び決算に関する」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。